

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第47号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「この項において」を削る。

第 4 条の 2 第 1 号中「刑事事件に関し起訴された場合」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条第 2 項の規定による休職（公務又は通勤に起因する傷病（以下「公務災害等」という。）による休職を除く。）」に改める。

第 4 条の 7 第 1 項第 3 号アを次のように改める。

ア 公務災害等によりその職に堪えずして退職し、又は死亡した場合

第 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「（昭和25年法律第 261 号）」を削る。

別表中「（交通局に所属していた者に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員退職手当条例施行規則の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職手当について適用し、施行日前の退職又は死亡に係る退職手当については、なお従前の例による。